

令和 8 年 8 月 27 日

指定ごみ袋に関する臨時措置終了のお知らせ

町では、中東情勢の影響などにより町内の一部店舗で品薄が見受けられるため、令和 8 年 6 月 1 日（月）から 8 月 31 日（月）までの間、臨時措置として指定外の袋による排出を可能としておりましたが、指定ごみ袋が店頭に並ぶようになり入手が可能となったため、次のとおり臨時措置を終了します。

臨時期間の終了日

令和 8 年 8 月 31 日（月）

その他

当該臨時措置期間内に指定外の袋を購入したかたの使用状況に鑑み、9 月 1 日（火）から 9 月 30 日（水）までの 1 ケ月間を経過措置期間とし、引き続き、指定外の袋での排出を可能とします。町指定のごみ袋以外の袋が余っている方は、9 月 30 日（水）までにご使用いただくか、「燃やせないごみの日」の時にご使用ください。

引き続き、過度な買いだめ・買い占めはお控えください。指定ごみ袋は、必要な数量を購入していただきますようお願いいたします。過度な買いだめや買い占めが生じると、一時的に販売店の在庫が不足し、必要としている方に行き渡らなくなるおそれがあります。

町民の皆様には、必要な数量の購入と、ごみの減量・資源化にご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

吉見町役場 環境課 廃棄物対策係

電話：0493-54-7811